

枚方市立津田南小学校 いじめ防止基本方針

I. いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② 津田南小学校いじめ防止基本方針の目的

津田南小学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という。）は、いじめの防止及び解決を図るための基本事項等を定めることにより、いじめ問題に対して教職員・児童・保護者・地域の方々等が相互に協力しながら子どもの健全育成を図り、「いじめをしてはならない」という気持ちを醸成させ、いじめのない学校を目指すものである。

③ いじめを防止するための基本的な方向性

◎いじめの未然防止

- ・いじめを許さない風土づくり
- ・あいさつ運動
- ・基本的生活習慣の確立
- ・「わかる授業」「児童が主体的に参加できる授業」
- ・適切な人間関係づくり
- ・自尊感情を高める
- ・**ぼーちの活用の啓発と児童入力の確認と校内での内容共有**

◎いじめの早期発見・早期対応

- ・いじめを見逃さないための意識向上
- ・教職員相互の積極的な情報交換
- ・教育相談体制の充実

◎いじめに対する適切な対処・措置

- ・学級懇談会等学校行事での保護者への発信
- ・組織的な対応
- ・児童、保護者との信頼関係の確立

- ・関係機関との連携強化

II. いじめ防止対策委員会の設置・役割

① 設置

- 法第22条に基づき、本校に「いじめ防止対策委員会（以下、「対策委員会」という。）」を設置する。

② 構成

- 対策委員会の構成員は原則として次の者とする。
校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、養護教諭、該当学級担任
※なおコアメンバー会議として緊急時は校長、教頭、教務主任、生徒指導担当で即時の対応を行う。
- 事案の状況により、関係する教職員等を加える。
- 必要に応じて、心理や福祉等の専門家（心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の参加を求める。

③ 役割

- いじめの未然防止及び早期発見のための取組を企画・推進する。
- いじめ事案に対して中核となり、組織的な取組を展開する。
- いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担等を行う。
- 重大事態発生の際には、中核となり調査を行う。
- 学校基本方針、年間計画の作成、検証、修正を行う。

④ 年間計画

月	内容
4月	いじめ対策委員会（年間活動方針等の確認） 保護者への相談窓口周知・児童への相談窓口周知
5月	家庭訪問週間（家庭での子どもの様子の把握）
6月	いじめアンケート・第1回対策委員会
7月	個人懇談会 人権教育研修（※1学期の間に）
8月	
9月	
10月	
11月	いじめアンケート、 第2回対策委員会（前期の振り返り及び後期に向けて）
12月	個人懇談会（家庭での子どもの様子の把握）

1月	
2月	いじめアンケート・第3回対策委員会（年度末反省検討）
3月	

※毎月の生活指導関係分掌会議でもいじめに関する情報共有は実施

Ⅲ. いじめ防止及び早期発見のための取組

① いじめの防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、「だれもが、安心して、豊かに」学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

*いじめを許さない風土づくりに努める。

*児童が主体的に参加できる授業づくり・集団づくりを行う。

・授業での学び合い

・特別活動（学級活動や委員会活動での児童会の企画等）の充実

*児童の自尊感情が高められる機会を充実させる。

・行事での体験学習

・校外学習や運動会等の学校行事

*人権教育、道徳教育、体験活動の充実を図る。

*暴力、いじめ防止教室、情報モラル教室を推進する。

② いじめの早期発見

たとえ、些細な兆候であっても、疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめの早期発見に努める。日頃からの児童との信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有していく。

*いじめを見逃さない教職員の体制づくりを推進する。

*定期的なアンケートを実施する。（6月、11月、2月）

個人懇談会までに全容を把握することが目的である。

③ いじめに対する措置

いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で、加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- *対策委員会を中核として、組織的な対応を徹底する。
- *速やかに事実確認を行い、被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を行う。
- *集団全体への指導・支援を適切に行う。
- *状況によって警察署等関係機関、専門機関との連携を適切に図る。

④ 教職員研修の実施

すべての教職員の共通認識を図るため、年間計画に位置付けた、いじめを始めとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

- *日頃から、児童理解に努める。
- *いじめ防止、未然防止対応に向けた校内研修を計画的に実施（4月）する。

⑤ 学校づくり懇話会・PTA等との連携

学校基本方針等について保護者や地域の方々の理解を得ながら、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、緊密な連携協力を図る。

- *いじめ問題に対して、個人情報に配慮し、保護者や地域の方々と情報を共有し、共通理解のもと対応を図る。

IV. 重大事態への対処

① 発生時の報告

- 重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

② 調査・報告

- 対策委員会を市教委と連携しながら、直ちに対応するとともに、調査を実施する。
- さらに、その調査結果を教育委員会に報告する。

③ 児童・保護者への報告

- いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係及び再発防止策を適宜・適切に報告する。
- 必要に応じて全校児童及び保護者への説明を行う。

V. その他

- 必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。